

一般廃棄物収集運搬業許可証

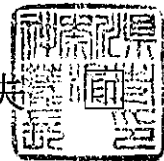
2016年（平成28年） 3月 3日

住 所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏 名 株式会社タズミ
代表取締役 田墨 幸一郎 様

藤沢市長

鈴木 恒 夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	藤沢市許可第 1 号 86
許 可 の 年 月 日	2016年（平成28年） 4月 1日
許可の有効年月日	2018年（平成30年） 3月31日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ごみ）の収集運搬 積替・保管を除く
許 可 の 条 件	裏面許可条件のとおり

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、藤沢市長に対して異議申立てをする事ができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（ただし、この場合にあっては処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

なお、上記の異議申立てをした場合には、処分の取消しを求める訴えは、その審査請求にかかる決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月内に提起することができます。

**< 注意 > 許可証(写)だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。**

一般廃棄物収集運搬業許可条件

法第7条第11項に規定する生活環境の保全上必要な条件は、次の各号のとおりとする。

(実績報告書)

許可業者は、収集した廃棄物の種類ごとに、収集又は運搬年月日、収集区域又は受け入れ先、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量を記載した帳簿を基に、毎月の収集運搬の実績を一般廃棄物収集運搬事業実績報告書（第14号様式）により、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(減量・資源化)

ごみの減量と資源化を図るため分別収集を徹底しなければならない。

(処理手数料の期限内納付)

本市処理施設へ搬入するときは、条例第28条別表第1に定められた処理手数料を遅滞なく期限内に納入しなければならない。

(搬入要領説明会)

毎年度実施する搬入要領説明会に出席しなければならない。

(収集運搬)

本市域内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。

- ア 収集した一般廃棄物を公共の広場、公道上において分別及び積替えを行わないこと。
- イ 車輛は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- ウ 作業にあたっては常に環境衛生の保持に努め、必要ある場合は、所要の対策を講じ、付近住民に不快感を与えないように留意すること。
- エ 車輛の塗装色は藤沢市のごみ収集車輛と類似するような色を使用しないこと。
- オ 無殻砕車のごみ飛散防止用シート類は十分に大きいものを使用し、ロープそのほか所要の付属品（予備品を含む）を常備すること。

(搬入)

本市処理施設への搬入に際しては、次の事項を遵守すること。

- ア ごみ搬入要領に従うこと。
- イ 各施設の定期点検や故障、または搬入状況等によりごみ搬入先を指定する必要がある場合には、市長の指示に従うこと。
- ウ 収集した一般廃棄物の搬入にあたっては、市長の指示に従うこと。また、安全作業のため、ごみを搬入するときは安全帯を使用すること。

以上